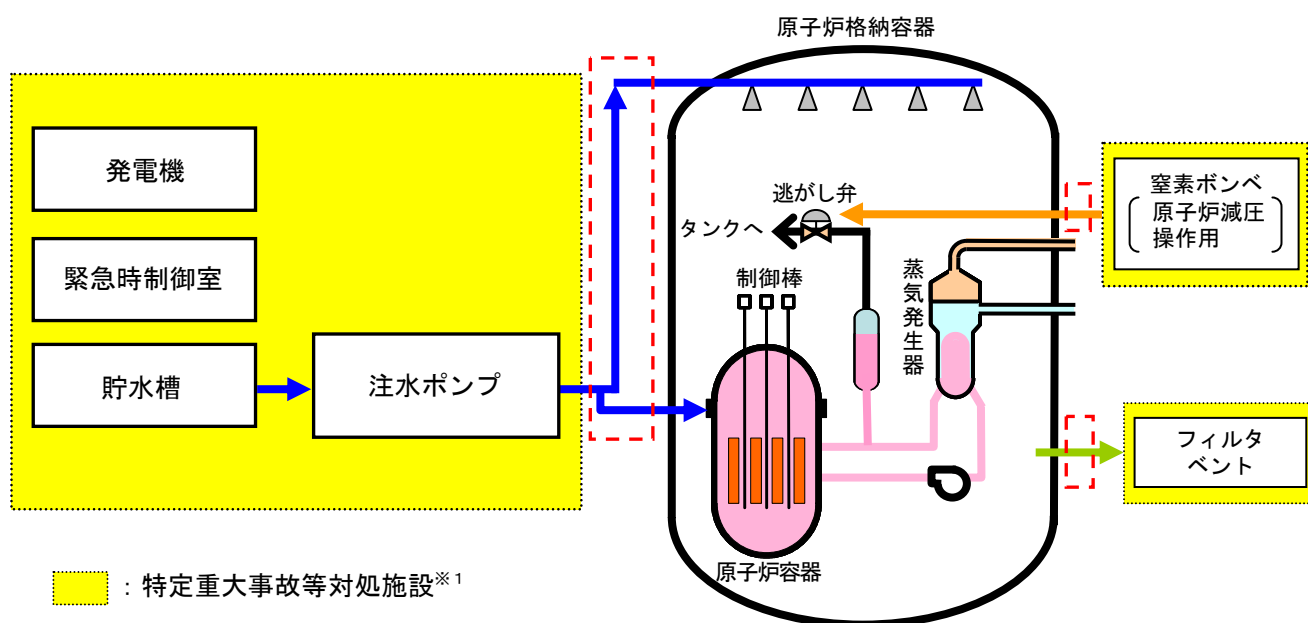


川内原子力発電所 1 号機の特重大事故等対処施設の 原子炉補助建屋等に設置する設備に係る工事計画認可申請の概要

1. 申請範囲 ()

原子炉補助建屋等に設置する配管及び弁類などの設備に関するもの



特定重大事故等対処施設の概要図

- ※1 新規基準において、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉補助建屋等との離隔距離をもつ、又は頑健な建屋を設け、その建屋の中に原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を収納することが要求されているもの。

(参考)

特定重大事故等対処施設の設置期限^{※2}

川内 1 号機：平成 32 年 3 月 17 日

川内 2 号機：平成 32 年 5 月 21 日

- ※2 本体施設等の工事計画認可（川内 1 号機：平成 27 年 3 月 18 日、川内 2 号機：平成 27 年 5 月 22 日）から 5 年